

(仮称) 2025 白子町げんき夏祭り 出店募集要項

1 開催概要

(1) 名称 (仮称) 2025 白子町げんき夏祭り

(2) 開催目的

白子町をさらに活気ある町へ復活させるべく、老若男女問わず楽しめる夏祭りを開催します。また、白子町においては人口減少が著しく、イベントを開催することにより交流人口関係人口の創出とともに移住定住促進の足がかりとなる内容とします。

(3) 日時・場所

<日時>2025年 8 月 30 日(土)～ 31 日(日) 15:00~20:00 小雨決行 荒天中止

<場所>白子自然公園旧野球場横広場 白子町古所 3444-1

(4) 実施主体

主催 NPO法人 白子GENKIプロジェクト

(5) 後援(予定)

白子町／白子町教育委員会／白子町商工会／白子町観光協会

白子町温泉ホテル協同組合／社会福祉協議会

2 申込について

(1) お申込み期間は 6 月 7 日(土)～6 月 21 日(土) 18時まで

(2) HP【(仮称) 2025白子町げんき夏祭り出店申込】からお申込みください。

(3) 申込用紙、営業許可書と食品衛生責任者講習終了証と各種保険の写しをご提出ください。

(4) 審査を行い 6 月 27 日(金)に結果報告をいたします。

(5) (1)～(3)の内容が揃って申込完了となります。

(6) お申込みに関しての問い合わせ

林(090-7223-7520) 小林(080-1300-2330)

Mail の場合：shirakogenkiproject@gamil.com

3 出店について

(1) 出店資格は、下記を満たす事業者とします。

「(仮称) 2025 白子町げんき夏祭り」の趣旨目的に賛同する個人・団体・法人を対象とします。

(2) 販売品目

- ① 食品 会場で調理を伴う販売
- ② 食品 販売のみ
- ③ 上記以外の振興に繋がるお店の出店

※出品するものを全て記載してください。

記載がされていないものは当日の販売は不可とします。

(3) 出店の流れ

概要や出店規約をご確認の上「出店申込書」、「取扱品目」をご入力の上、各書類を提出ください。

出店区画については、出店者数によって配置が変更になりますので、主催者側で調整させていただきます。

(4) 出店料

【白子地元枠】

※営業許可書の住所が白子町の方

キッチンカー：一日券¥5,000、二日券¥9,000

テント物販：一日券¥3,000、二日券¥5,000

テント飲食：一日券¥4,000、二日券¥7,000

【一般枠】

キッチンカー：一日券¥8,000、二日券¥15,000

テント物販：一日券¥5,000、二日券¥9,000

テント飲食：一日券¥7,000、二日券¥13,000

(5) 出店料の支払い

出店が決まった場合、7月4日(金)までに出店料のお振込みをお願いいたします。

当日までにご入金が確認できない場合、催促のご連絡をいたします。それでもお振込みいただけない場合は、キャンセルとさせていただきます。

<お振込み先>

金融機関：房総信用組合 白子支店(店舗番号 129)

口座番号：普通 2 1 2 2 5 5 3

口座名義：シラコゲンキプロジェクト ダイヒョウ コバヤシヒロノリ

※恐れ入りますが振込手数料はご負担いただきますよう宜しくお願い致します。

(6) ご用意いただくもの

各事業者で必要なものはご準備ください。(電源、ガス、水、テント、電気等)

※平成 26 年 11 月より消防法の改正により、火気を扱う出店者に関しては消火器の設置が義務付けられています。各出店者で消火器のご用意をお願いいたします。

4 販売について

販売する商品および金銭に関するトラブルについては、主催者は一切責任を負いません。

出店者各自の責任において、確実な管理・運営を行ってください。

(1) 販売責任等

- ・商品並びに現金の管理は、出店者各自の責任にて管理してください。
- ・販売価格並びに法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。
- ・帽子、エプロン、手袋、マスク等必要に応じて着用し、衛生面には細心の注意を払ってください。
- ・会場内で調理をする場合は、事前に保健所へ届出が必要です。各出店者の責任において法令等を確認の上、必要な届出を行ってください。届け出た品目以外のものを販売することは一切認めません。
- ・会場内において、保健所から指示があった場合には必ず従ってください。
- ・万一、食品等の飲食販売行為に関連して、事故や苦情が発生した場合、その賠償責任は原則出店者が負うものとします。

(2) その他 売れ残りによる損害につきましては、主催者は一切の責任を負いません。

5 出店の条件

【出店規約】

- ・出店規約にご同意いただける方。
- ・出店規約に違反した方は退場をお願いする場合がございます。
- ・出店は申込者本人(法人)が極力ご参加ください。
- ・原則として区画内に収まるスペースでの出店になります。
- ・出店場所は主催者側で決定させていただきます。
- ・電源、照明、ガス、水、テント、販売用テーブル(テント出店時)は出店者様側でご準備ください。

- ・瓶の販売について、その場で空の瓶が出ないこと。空の瓶が出る可能性があるものの販売は割れてけが等する可能性があるため禁止いたします。
- ・社会通念上、好ましくない物の販売は禁止します。
- ・会場での盗難や破損、事故、または販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該販売者の責任で速やかな対応をお願いします。同時に主催者に必ず報告をお願いします。
- ・偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物等不適当と思われるもの及び法律・関係条例・規則等に抵触する物品の持込・販売はできません。
- ・会場施設の破損など主催者側に損害を与えた場合は、いかなる場合も自己負担にて補償をお願いします。また第三者に損害を与えた場合も、出店者様の責任で解決をお願いします。
- ・出店に関する事故等については、主催者は一切責任・補償を負いません。
- ・申し込み後に販売品目を変更する場合は、予め主催者に申し出ください。
- ・出店を取りやめる場合は、主催者へ速やかにご連絡ください。
- ・お年寄りやお子様には、愛のある接客をお願いします。

【搬入・搬出】

- ・会場への搬入は、当日午前 11 時から可能です。13 時 00 分までには準備を整えてください。
- ・会場内への車両の進入は午前 13 時 00 分までとし、午前 13 時 30 分以降の進入・退出を禁止します。午前 13 時 30 分以降は、各自台車や手運びなどで、商品等を搬入してください。車両での乗り入れ販売は可能です。
- ・会場の運営上、出店場所のレイアウトを変更する場合があります。
- ・終了時刻（20 時）まで設置したテント、テーブルなどの片付け、搬出はできません。
- ・搬出は午後 22 時までに終えるようお願いします。

【清掃】

- ・ゴミは各自持ち帰ってください。飲食スペースのゴミは主催者が片付けます。
- ・全出店者様の搬出状況を見て、15 分程度近辺の一斉ゴミ拾いを行います。ご協力お願いします。

【衛生管理】

- ・飲食関連の販売については、各業種の営業許可もしくは地域内のイベント等で有効な臨時営業許可や移動食品営業許可証を取得している方に限ります。許可証の原本を必ずご持参ください。
- ・食品衛生法に基づく許可等、出店者様の営業に必要な許認可手続きは、出店者の責任

で個々に対応してください。

- ・申込書と一緒に許可証等の必要書類の写しを提出してください。
- ・食品を取り扱う出店者様は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対して安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒防止など食品管理には十分注意してください。

【開催の中止】

- ・中止の決定は極力早めを心掛けますが、当日になる場合があります。
- ・中止の連絡は、主催者から出店者様に行います。
- ・開催後の天気の急変（ゲリラ豪雨、雷など）により、中止する場合があります。
- ・開催中止になったことにより生ずる派生的・付随的・間接的損害（営業上の利益損失等を含む）について、主催者側からの補償等は一切できません。

【出店キャンセルについて】

- ・開催日の 7 日前以内でのキャンセルは出店料の 100%いただきます。

【出店者の取りやめ】

- ・主催者からの指示や出店規約を遵守しない出店者については、出店を取り止めていただきます。
- ・直前または当日キャンセルをした場合は、以後の出店を取り消す場合があります。
- ・出店の取り止め、取消しになった場合に置いても、主催者側による補償等は一切できません。

6. 広告及び販促

- ・Instagram等 SNS/チラシ、フライヤー/道路立て看板/ポスター場内掲示など

7. その他

- ・区画内に販売台や陳列器具を置くのは自由です。POP 等を活用して積極的に販売促進することを心がけてください。
- ・POP や値札などの販売用備品、つり銭・領収書等は各自でご用意ください。
- ・出店者様は平和的に、また来店するお客様が和やかに「（仮称）白子町げんき夏祭り」を楽しめるように心がけてください。
- ・開催中に発生した人身事故、物損事故について、主催者は一切の責任を負えませんのでご注意ください。
- ・状況により、千葉県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策ガイドラインによる感染症防止対策の徹底をお願いします。
- ・上記不明点やご相談についてはお気軽にお問い合わせください。

8. 規約の改定

- ・主催者は本参加規約他を随時変更することができるものとします。本参加規約の改定は出品者にて告知し、その時点をもって全ての事項は改定後の募集要項・参加規約に準じるものとします。